

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 市民課	
契約締結年月日	令和8年4月30日	
業 務 名	旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係る戸籍附票システム改修業務委託	
業 務 の 概 要	富士フイルムシステムサービス株式会社が構築した戸籍附票システムの改修業務	
契約金額(税込)	1,848,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 中部支店	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明及び契約相手方の選定理由	本業務は戸籍附票システムの改修である。 富士フイルムシステムサービス株式会社は、戸籍附票システムを構成するパッケージソフトの開発元であり、保守業者である。戸籍情報システムのソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに、著作権を有しているため、他の事業者では当該業務を履行できないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部市民課です。